

## 竹本、渡邊労働審判!

会社は、理由をこじつけて最後まで

ボーナスカット理由を詳細に明らかにせず！！

1月16日、大阪地方裁判所で竹本さん、渡邊さんの労働審判が開催されました。竹本さんは、2013年の夏季手当減額の撤回と減額理由を具体的に明らかにすること。渡邊さんは2012年の年末手当と2013年の夏季手当減額の撤回と具体的な減額理由を明らかにすることを求めて裁判所に訴えました。

しかし、会社は事前の苦情処理会議や労働審判の答弁書の中でも全ての事由を明らかにせず、両方とも10項目しか明らかにしませんでした。しかも、その10項目は誰が、何処で注意・指導したのかも明らかになっていないものでボーナスカットの基になる事実関係がはっきりしていませんでした。

竹本さん、渡邊さんは労働審判の中で、その不当性を強く主張してきましたが会社は最後まで前提的な事実関係をはっきりさせることを拒否しました。

会社は、前回の島津さんの労働審判の時には全てのカット理由を明らかにして、そして全てのカット理由に対して5W1Hで具体的な内容も明らかにしましたが、今回はそれを拒否したのです。

会社は、「島津さんの労働審判の中で現象事由を全部明らかにしたが掲示され公表された。裁判所を利用されているのではないかという懸念もあり問題だ。」というようなことを述べ竹本さん、渡邊さんの労働審判では5W1Hで全てを明らかにませんでした。裁判所は双方に隔たりが大きい、3回の労働審判では結論を出すことが出来ないとして、その場で労働審判を終了することを宣言しました。

今後も、あらゆる場で二人を支えボーナスカットを許さず、真実を明らかにさせるために共に闘っていきましょう。

